



31原機(も)007
平成31年4月5日

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
敦賀廃止措置実証部門
高速増殖原型炉もんじゅ
所長 荒井 真伸



「高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画」の
読み替えについて（連絡）

平成30年11月16日付けで提出しました「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画」につきまして、平成31年4月1日付け人事異動等に伴い、同日から読み替えが必要となりました。

本件は、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について（規程）」に基づく軽易な変更の扱いとして、次回修正までの期間、添付資料のとおり読み替えることにより運用いたしますのでご連絡申し上げます。

添付資料

- ・「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画」読み替え表

以上

高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画 読み替え表（本文）

読み替え前（平成30年11月16日修正）	読み替え後（平成31年4月1日付け）	理由
<p>(第1章から第2章第5節5.、第2章第5節7.、から第5章まで変更なし)</p> <p>6. S P D Sによる国へのデータ伝送</p> <p>(1) 施設保安課長は、作業等により国が運用する緊急時対策支援システム（以下「E R S S」という。）へのデータ伝送に支障がある場合は、必要な手続きを実施する。なお、伝送に係る国との責任区分および伝送不具合時の対応については、あらかじめ定めるところによる。</p> <p>(2) 施設保安課長は、別表2－5－19に定めるデータをE R S Sに伝送するためのシステムを整備し、定期的に点検を行い、不具合が認められた場合は速やかに修理する。</p> <p>(3) 施設保安課長は、設置変更の許可に伴う設備の増設、その他原子力施設の状況に応じて、E R S Sへ伝送しているパラメータがE A Lを判断するためには必要かつ十分であるかを検討する。</p> <p style="text-align: right;"><u>※第2データセンターへの伝送は2018年度末までに開始する。</u></p>	<p>6. S P D Sによる国へのデータ伝送</p> <p>(1) 施設保安課長は、作業等により国が運用する緊急時対策支援システム（以下「E R S S」という。）へのデータ伝送に支障がある場合は、必要な手続きを実施する。なお、伝送に係る国との責任区分および伝送不具合時の対応については、あらかじめ定めるところによる。</p> <p>(2) 施設保安課長は、別表2－5－19に定めるデータをE R S Sに伝送するためのシステムを整備し、定期的に点検を行い、不具合が認められた場合は速やかに修理する。</p> <p>(3) 施設保安課長は、設置変更の許可に伴う設備の増設、その他原子力施設の状況に応じて、E R S Sを传送しているパラメータがE A Lを判断するためには必要かつ十分であるかを検討する。</p>	<p>伝送開始完了のため削除</p>

高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画 読み替え表（別冊）

<p>読み替え前（平成30年11月16日修正）</p> <p>(別表2-1-1、別表2-3-3、別表2-3-4、別表2-3-6から別表5-2 -37まで変更なし) (別図2-1-1から別図3-2-15まで変更なし) (様式1-5-1から様式3-1-12まで変更なし) (参考1の変更なし)</p> <p>別表2-1-2 副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">代行順位</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">副原子力防災管理者*</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">①</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">所長代理（安全・品質保証・核物質防護）</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">②</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">副所長（運営管理）</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">③</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">副所長</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">④</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">安全・品質保証部長</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">⑤</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">廃止措置部長</td></tr> </tbody> </table>	代行順位	副原子力防災管理者*	①	所長代理（安全・品質保証・核物質防護）	②	副所長（運営管理）	③	副所長	④	安全・品質保証部長	⑤	廃止措置部長	<p>読み替え後（平成31年4月1日付け）</p> <p>別表2-1-2 副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">代行順位</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">副原子力防災管理者*</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">①</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">所長代理（運営管理・核物質防護）</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">②</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">副所長（安全・品質保証）</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">③</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">副所長</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">④</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">安全・品質保証部長</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">⑤</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">廃止措置部長</td></tr> </tbody> </table>	代行順位	副原子力防災管理者*	①	所長代理（運営管理・核物質防護）	②	副所長（安全・品質保証）	③	副所長	④	安全・品質保証部長	⑤	廃止措置部長
代行順位	副原子力防災管理者*																								
①	所長代理（安全・品質保証・核物質防護）																								
②	副所長（運営管理）																								
③	副所長																								
④	安全・品質保証部長																								
⑤	廃止措置部長																								
代行順位	副原子力防災管理者*																								
①	所長代理（運営管理・核物質防護）																								
②	副所長（安全・品質保証）																								
③	副所長																								
④	安全・品質保証部長																								
⑤	廃止措置部長																								

*所長代理、副所長については、担当業務の変更、人数及び順位を変更する場合（人事異動に伴う変更等を含む）がある。

*次長から副原子力防災管理者を選任する場合には、危機管理を担当する者から選任する。
*担当業務については、兼務する場合がある。

※所長代理、副所長については、担当業務の変更、人数及び順位を変更する場合（人事異動に伴う変更等を含む）がある。

※次長から副原子力防災管理者を選任する場合には、危機管理を担当する者から選任する。

※担当業務については、兼務する場合がある。

※所長代理、副所長については、担当業務の変更、人数及び順位を変更する場合（人事異動に伴う変更等を含む）がある。

※次長から副原子力防災管理者を選任する場合には、危機管理を担当する者から選任する。

※担当業務については、兼務する場合がある。

※所長代理、副所長については、担当業務の変更、人数及び順位を変更する場合（人事異動に伴う変更等を含む）がある。

※次長から副原子力防災管理者を選任する場合には、危機管理を担当する者から選任する。

※担当業務については、兼務する場合がある。

高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画 読み替え表（別冊）

読み替え前（平成30年11月16日修正）

別表2－3－5 原子力防災関連資機材

読み替え後（平成31年4月1日付け）

分類	名称	数量	点検頻度	保管場所
非常用通信機器	N T T一般回線	10回線	—	緊急対策室
無線装置	1回線	2回／年	緊急対策室	
テレビ会議システム	1台	1回／年 ^{*1}	事務所内会議室	
統合原子力防災ネットワーク用通信機器（衛星系／地上系）	各1台	1回／年	緊急対策室	
I P電話（衛星、地上）	各1台	1回／年	事務所内会議室	
S P D S ^{*2}	1式	1回／年	緊急対策室	
可搬式モニタリングボスト	1台	1回／年	放管計器修理室	
ホールボディカウンタ	2台	1回／年	W B C室	
ゲルマニウム波高分析装置	1台	1回／年	放管測定室	
その他資機材	緊急時車両	1台	道路運送車両法による 駐車場	車庫その他の 駐車場
非常用食料	840食	1回／年	もんじゅ敷地内	もんじゅ敷地内

*1：定期的な接続試験は、あらかじめ定めるところによる。
*2：第2データセンターへの伝送は2018年度末までに開始する。

※1：定期的な接続試験は、あらかじめ定めるとところによる。
※2：第2データセンターへの伝送は2018年度末までに開始する。

分類	名称	数 量	名 称	数 量	点 檢 頻 度	保 管 場 所
N T T一般回線	10回線	N T T一般回線	10回線	—	緊急対策室	
非常用通信機器 無線装置	1回線	非常用通信機器 無線装置	1回線	2回／年	緊急対策室	
テレビ会議システム	1台	テレビ会議システム	1台	1回／年 ^{*1}	事務所内会議室	
統合原子力防災ネットワーク用通信機器（衛星、地上）	各1台	統合原子力防災ネットワーク用通信機器（衛星、地上）	各1台	1回／年	緊急対策室	
I P電話（衛星、地上）	各1台	I P電話（衛星、地上）	各1台	1回／年	事務所内会議室	
S P D S	1式	S P D S	1式	1回／年	緊急対策室	
可搬式モニタリングボスト	1台	可搬式モニタリングボスト	1台	1回／年	放管計器修理室	
ホールボディカウンタ	2台	ホールボディカウンタ	2台	1回／年	W B C室	
ゲルマニウム波高分析装置	1台	ゲルマニウム波高分析装置	1台	1回／年	放管測定室	
その他資機材	緊急時車両	緊急時車両	1台	道路運送車両法による 駐車場	車庫その他の 駐車場	
非常用食料	840食	非常用食料（7日分）	840食	1回／年	もんじゅ敷地内	

※1：定期的な接続試験は、あらかじめ定めるところによる。
※2：第2データセンターへの伝送は2018年度末までに開始する。

※1：定期的な接続試験は、あらかじめ定めるところによる。
※2：第2データセンターへの伝送は2018年度末までに開始する。